別紙１

中津川市介護保険課長　宛

要介護認定の臨時的な取扱いについての適用開始届出書

　当施設においては、コロナウイルスへの対応による入所者等との面会を禁止する措置を取っており、要介護認定の認定調査の受入が困難であるため、令和３年８月３１日付け中介第６０号の中津川市介護保険課長通知による「要介護認定の臨時的な取扱い」の適用の開始を届け出ます。

令和　年　　月　　日

事業所住所

事業所名

管理者名

※添付書類：利用者の家族等への通知等、面会を禁止する措置を実施していることを示す文書